

「はれのひ」の被害に関わる善意のお申し出について

1 趣旨

「はれのひ」の被害により成人の日を祝うことができなかつた新成人に対し、善意の方々からのお申し出が、多数、横浜市へ寄せられています。被害にあわれた方々の心情に十分配慮しながら、このような善意が届いていることを新成人のみなさまへお伝えし、暖かいお気持ちをしっかりと「つなぐ」取組を行います。お申し出いただいた企業・団体の方々と調整し、本市としてしっかりサポートしてまいります。

【お申し出の例】

- ・着物の無償レンタル
- ・着付け、ヘアメイクのボランティア
- ・記念写真撮影 など

2 取組概要

- (1) 善意の方々からのお申し出をお受けする窓口として、市ホームページ上に特設サイトを開設します。お申し出の受付方法、掲載条件等は、今後調整し、情報提供します。
- (2) お受けしたお申し出内容を特設サイト上で公開します。
- (3) 被害にあわれた皆様には、特設サイトに掲載された中からご自分の希望に沿ったお申し出を選択し、ご利用していただきたいと考えています。

【特設サイトについて】

開設期間：

平成 30 年 1 月～平成 30 年 3 月 31 日（予定）

掲載内容：

- ・市長メッセージ
- ・善意の方々からのお申し出内容
（企業・団体名、利用できる内容、利用方法、利用条件 等）
- ・お申し出受付フォーム

3 今後の予定

- (1) お申し出受付の開始
今週中を目途に特設サイトを開設
- (2) お申し出内容の提供開始
提供できる内容が確定次第、順次、特設サイト上に公開

お問合せ先

教育委員会事務局生涯学習文化財課長 重松 馨 Tel 045-671-3236